

草加市告示第407号

E-189 ポンプ（仮称）整備工事 一般競争入札（事後審査型）公告

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

※本工事は、「週休2日制モデル工事（現場閉所型・完全週休2日）」の試行対象工事である。

※本工事と同時に公告している草加市告示第408号「改良事業第8-7号 配水管布設替工事」、草加市告示第409号「公共雨水管渠築造工事（古綾瀬川左岸第16排水区枝線）8-3」、草加市告示第410号「道路改良工事（市道2016号線）」、草加市告示第411号「道路改良工事（市道2017号線）」、草加市告示第412号「綾瀬川遊歩道整備工事（防護柵工事）」は、一抜け方式により実施する。

※本案件は公契約基本条例の適用対象案件となる。

令和8年（2026年）6月4日

草加市長 瀬戸 百合子

1 入札対象工事

- (1) 工事名 E-189 ポンプ（仮称）整備工事
- (2) 工事場所 草加市 谷塚二丁目 地内
- (3) 工期 契約締結日から令和9年10月29日まで
- (4) 工事概要 設計図書のとおり
- (5) 入札手続 入札及び資料の提出は、草加市公共工事等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）の「一般競争入札（ダイレクト入札）」方式により行うものとする。

2 入札に参加できる者の形態

草加市建設工事共同企業体取扱要綱に基づく、**2者又は3者による特定建設工事共同企業体**（以下「JV」という。）又は**単体**によるもので、「3 入札参加に必要な実績等の条件」を全て満たす者であること。

【入札に参加できるJVの組み合わせ】

※詳細な要件等は「3 入札参加に必要な実績等の条件」で確認すること。

<u>2者JV</u>	【代表構成員】 草加市内の土木工事業者（本店）で、 名簿の土木工事業者の格付がAランクである者 ＋ 【構成員】 草加市内の土木工事業者（本店）で名簿に登録がある者
--------------------	--

3者JV	【代表構成員】 草加市内の土木工事業者（本店）で、 名簿の土木工事業の格付がAランクである者 ＋ 【第2構成員】 草加市内の土木工事業者（本店）で名簿に登録がある者 ＋ 【第3構成員】 草加市内の土木工事業者（本店）で名簿に登録がある者
-------------	---

3 入札参加に必要な実績等の条件

J Vの代表構成員及び構成員は、公告日の前日において次の要件を満たしていることとする。

(1) 代表構成員

①所在地	名簿の申請事業所（本店）の所在地が「草加市内」であること。
②格付	Aランク
③登録業種	名簿に土木工事業で登録があること。
④施工実績	令和6年（2024年）4月1日以降に草加市発注の土木工事を元請けとして1件以上施工し、完成した実績を有する者であること。 なお、JVでの実績は代表構成員のときのものに限る。
⑤必要な許可	土木工事業において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による <u>特定建設業の許可を有する者</u> であること。
⑥技術者要件	配置予定技術者として、監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者であること。 なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。

(2) 第2構成員

①所在地	名簿の申請事業所（本店）の所在地が「草加市内」であること。
②格付	指定なし
③登録業種	名簿に土木工事業の業種で登録があること。
④施工実績	令和6年（2024年）4月1日以降に草加市発注の土木工事を元請けとして1件以上施工し、完成した実績を有する者であること。 なお、JVでの実績はその出資比率が20%以上である者に限る。

⑤技術者要件	配置予定技術者として、監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者であること。 なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。
--------	---

(3) 第3構成員【3者JVの場合のみ】

①所在地	名簿の申請事業所（本店）の所在地が「草加市内」であること。
②格付	指定なし
③登録業種	名簿に土木工事業の業種で登録があること。
④施工実績	令和6年（2024年）4月1日以降に草加市発注の土木工事を元請けとして1件以上施工し、完成した実績を有する者であること。 なお、JVでの実績はその出資比率が20%以上である者に限る。
⑤技術者要件	配置予定技術者として、監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格【JVの代表構成員、構成員共通】

次の(1)から(6)の全て満たす者とする。

- (1) 入札公告日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。

※「資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準」参照

- (2) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (3) 入札公告日から入札日までの間、草加市から指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 次の各法律の規定による申立てをされていない者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、入札公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は除く。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て
- (6) 代表構成員において、システムで利用可能な電子認証を取得し、同システムの利用者登録が完了していること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、システムにより競争参加資格確認申請書に入札参加申込書を添付して提出すること。

競争参加資格確認申請書の提出期間

令和8年（2026年）6月4日（木）公告後から

令和8年（2026年）6月29日（月）午後1時00分まで（システム休止時間を除

く。)

なお、競争参加資格確認申請書の提出にあたっては、システムにおいて代表構成員が単体として利用者登録済の電子証明書を使用し、特定JVチェックボックスにチェックを入れ、特定企業体名称を入力し、「調達案件一覧」画面を通じて送信すること。

また、送信時に必要となる添付書類は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「発注図書ファイル」からダウンロードすること。

6 入札書の提出期間及び開札日時

入札書の提出期間及び開札日時は次のとおりとする。ただし、変更する場合はシステムにより通知する。

(1) 入札書の提出期間

令和8年(2026年)6月29日(月)午後1時01分から

令和8年(2026年)7月1日(水)午前10時50分まで(システム休止時間除く)

※必ず「E-189 ポンプ(仮称)整備工事 入札金額見積内訳書」を添付すること。

(2) 開札日時

令和8年(2026年)7月1日(水)午前11時00分

7 設計図書等

設計図書等は、入札情報公開システム及び草加市ホームページから調達すること。

入札情報公開システム及びホームページ公開日時

令和8年(2026年)6月4日(木)公告後から

8 設計図書に関する質問

(1) 受付期間

令和8年(2026年)6月4日(木)公告後から

令和8年(2026年)6月24日(水)午前11時00分まで(システム休止時間を除く。)

設計図書に関して質問がある場合については、上に示す期間内に質問書をシステムにより提出すること。また、添付資料がある場合は、入札情報公開システムに掲載した様式を使用して提出すること。

(2) 回答期限

質問に対する回答は、草加市ホームページで、次の回答期限までに回答する。

令和8年(2026年)6月29日(月)正午

9 設計違算に係る疑義確認期間について(入札参加者のみ)

(1) 受付期間

入札参加者へ落札候補者の名称及び入札額を記載した入札保留通知の発行日から起算して4日後(閉庁日を除く。)の午後3時まで。

※ただし、入札者が1者のみだった場合、当該期間は設けないこととする。

設計書に関して疑義がある場合については、上に示す期間内に質問回答書(設計違算に係る疑義確認用)を電子メール(keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp)に添付し送信すること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、埼玉県入札情報公開システムで回答する。

- 10 最低制限価格 設定する
最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合は、当該入札者を失格とする。
- 11 入札保証金 免除とする。
- 12 現場説明会 行わない。
- 13 一抜け方式による入札
- (1) 本工事と同時に公告している草加市告示第408号「改良事業第8-7号 配水管布設替工事」、草加市告示第409号「公共雨水管渠築造工事（古綾瀬川左岸第16排水区枝線）8-3」、草加市告示第410号「道路改良工事（市道2016号線）」、草加市告示第411号「道路改良工事（市道2017号線）」、草加市告示第412号「綾瀬川遊歩道整備工事（防護柵工事）」は、一抜け方式により実施する。
 - (2) 落札決定順位は①E-189 ポンプ（仮称）整備工事、②改良事業第8-7号 配水管布設替工事、③公共雨水管渠築造工事（古綾瀬川左岸第16排水区枝線）8-3、④道路改良工事（市道2016号線）、⑤道路改良工事（市道2017号線）、⑥綾瀬川遊歩道整備工事（防護柵工事）の順とする。
 - (3) 一抜け方式対象案件の一つの工事について、落札候補者となった者（落札候補者となった共同企業体の構成員含む。）が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その入札（他の共同企業体の構成員となり提出した入札を含む。）を無効とする。ただし、落札候補者の入札書を無効とした結果、当該入札の参加者がなくなる場合等、一抜け方式による競争性が確保できないおそれがある場合は、当該入札においては一抜け方式を行わない。
 - (4) 一抜け方式対象案件の一つの工事について落札候補者となった者が、その後開札されるほかの工事について最低価格による入札を行っており、かつ最低価格による入札をした者が2者以上いる場合、その後開札されるほかの工事について、電子くじは開札時に実施せず、入札額のみを記載した入札保留通知を発行し、設計違算等に係る疑義確認を行う。その後、設計違算等が無いと確認したものについては、適宜、電子くじ、一抜けを実施した上で、順次、落札者を決定する。
- 14 入札に関する注意事項
- (1) 本入札に際し談合があった場合の措置
契約締結日までに落札者が本入札に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、落札決定を取り消す。
 - (2) 契約締結日までに草加市から指名停止の処分を受けた場合の措置
契約締結日までに草加市から指名停止の処分を受けた場合は契約を締結しない。
この場合、契約の相手方に損害が生じても、草加市は一切の責任を負わない。
 - (3) 入札書に記載する金額
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。
 - (4) 契約条項等は契約課情報コーナー及び草加市ホームページにおいて閲覧すること。
 - (5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
 - (6) 入札参加申込書の提出後、入札書の提出を辞退する場合は、入札書提出期限内に電子入札システムを利用して辞退届を提出すること。
なお、辞退届を提出した後に、これを取り消すことはできない。
 - (7) 一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。

- (8) 落札候補者の決定後、契約の締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (9) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。なお、共同企業体は、全ての構成員について上記要件を満たすこと。
- (10) 1回目の最低入札価格が予定価格を下回らない場合は、2回目の入札を行う。入札執行回数は原則3回を限度とする。スケジュールは電子入札システムにより通知する。
- (11) 入札書は「E-189 ポンプ（仮称）整備工事 入札金額見積内訳書」を添付しシステムにより提出すること。
- (12) 参加申込書提出後でもシステムにより入札を辞退することができる。また、入札書締切日時までに、入札書及び内訳書がシステムに未到達の申込者は辞退したものとする。
- (13) 本工事は、公契約基本条例の適用を受ける案件であるため、入札に参加する者は、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成26年規則第32-2号）、草加市公契約基本条例の手引を理解した上で、参加すること。
なお、本工事を契約締結した事業者は、本工事が草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則第3条第1号の規定に基づく契約（予定価格1億2,000万円以上の工事又は製造の請負契約）に該当することから、労働者の適正な労働環境の確保と、事業の質の向上を図るため、労働環境報告書を提出すること。

15 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電報、電話、ファクシミリ等電子入札システムによらない入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者がした入札
- (5) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (6) 虚偽の競争参加資格確認申請書又は確認資料を提出した者がした入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

16 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札候補者とする。落札候補者が決定した場合、入札参加資格の審査を行うため落札者の決定は保留とする。ただし、調査基準価格を設定した案件においては、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。
- (2) 最低価格を入札した者が2者以上いる場合は、電子くじを実施し、落札候補者を決定する。この場合、当該入札参加者はくじを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者となった入札参加者には、発注者から電話等により連絡する。
- (4) 落札候補者となった者は、前号による連絡を受けた日の翌日（休日であるときは翌開庁日）までに、次の資格審査書類を提出しなければならない。
 - ① 経営事項審査の結果通知書の写し（JVの全構成員分を提出）
 - ② 施工実績調書（JVの全構成員分を提出）
 - ③ 配置予定の技術者名簿（JVの全構成員分を提出）
 - ④ JVの結成に関する書類
 - ア 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（第6号様式）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（第7号様式）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第8号様式)

※様式は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「発注図書ファイル」からダウンロードすること。

- (5) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、落札者となり、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わないものとする。
なお、落札者のみに対し連絡する。
- (6) 落札候補者が入札参加資格審査資料等の必要書類を提出しないとき、又は審査に関する市の指示に従わないときは失格とする。
- (7) 入札参加資格審査は、落札候補者から提出された資料を受けた日の翌日から起算して2日（閉庁日を除く）以内に行う。ただし、入札参加資格について疑義が生じた場合はこの限りでない。
- (8) 落札候補者審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、当該落札候補者の次に低い価格を入札した者の審査を行う。予定価格以下で入札価格が低い順に、入札参加資格があると認められる落札候補者が決定するまで審査を続けるものとする。審査の結果、入札参加資格を満たす落札候補者を落札者として決定し、電子入札システム（落札者決定通知書）により通知する。
- (9) 入札結果の公表についてはシステム及び契約課情報コーナーで行う。
- (10) 落札者は、契約課の配布する書類等により契約書を作成し、契約課へ持参すること。

17 支払条件

- (1) 前金払：有り
前払金の額は、契約金額の40%以内とする。ただし、契約が複数年度にわたる場合は、各会計年度における支払限度額の40%以内とする。
- (2) 中間前金払：有り
既に前払金の支払を受けているもので、支払条件を満たした場合、適用する。中間前払金の額は、契約金額の20%以内とする。
- (3) 部分払（各年度に1回以内）※
有り
- (4) 各会計年度の支払限度額
令和8年度 契約金額の76%
令和9年度 契約金額の24%

※「(2) 中間前金払」と「(3) 部分払（各年度に1回以内）」の双方を請求することは不可とし、契約締結時にどちらかを選択するものとする。

18 契約保証金

契約保証金については、草加市契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

19 問合せ先

総務部契約課 建設工事担当

電話 048-922-1129（直通）

FAX 048-922-3091

E-mail: keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp

20 アクセス障害等の電子入札システムに関する問合せ

電子入札ヘルプデスク E-mail: a2720-06@pref.saitama.lg.jp

Tel: 048-830-2263 月～金（平日）：午前8時30分～午後5時15分